



三重県公報

令和7年5月26日（月）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
42	三重県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	（ 建 築 開 発 課 ）	2

規 則

三重県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布します。

令和七年五月二十六日

三重県規則第四十二号

三重県知事 一 見 勝 之

三重県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第三条 省令第七条第一項第十二号及び同条第二項第十号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請に係る求積図

二 宅地造成等に関する工事をしようとする土地が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内であることを示す図面

三 申請の日前三月以内に作成された登記事項証明書及び公図の写し

四 工事主が次のイからハまでに該当しないことを誓約する書類（第一号様式）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人又は組合の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

五 工事主（工事主が法人又は組合であるときは、その役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団、同条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者に該当しないこと及びこれらの者が工事主の事業活動を支配していないことを誓約する書類（第二号様式）

六 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類

イ これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

ロ 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

七 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに工事主の取引銀行の預金残高証明書又は融資証明書

八 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

九 設計者の資格に関する申告書（第三号様式）

十 その他知事が必要と認める書類

(宅地造成等に伴う災害のおそれがないと認められる工事)

第四条 省令第八条第九号の規定による宅地造成等に伴う災害のおそれがないものとして知事が規則で別に定める値は、都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為のうち同法第二十九条第一項第四号から第九号までのいずれかに該当するもの又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の規定による認定（同法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。）

を受けて行うもののうち四日市市内で切土をする場合においては、前後の地盤面の標高の差が五十センチメートルを超えないものとする。

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第五条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事着手届（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出)

第六条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項の規定による許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事工程等変更届書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第六号様式）に、省令第七条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第七号様式）に、省令第七条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事計画の変更許可)

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第九条 宅地造成等に関する工事について、法第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出をしようとする工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第十条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第九号様式）に、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第十号様式）に、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議成立の通知)

第十一条 第七条及び前条の申出について、協議が成立したときは、協議を行った者に対し協議成立通知書（第十一号様式）により、通知しなければならない。

(中間検査申請の添付資料)

第十二条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第四十六条に規定する書類及び省令第七条第一項に規定する書類のうち検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した書類を添付しなければならない。

2 法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされている宅地造成等に関する工事について、法第十八条第一項の検査の申請をしようとする者は、都市計画法第二十九条に基づく許可書の写しを添付しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第十三条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十二号様式）

に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十三号様式）に、省令第四十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書の添付書類）

第十四条 省令第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、第三条各号に掲げる書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届）

第十五条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事着手届（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出）

第十六条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主又は法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事工程等変更届書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等）

第十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第六号様式）に、省令第六十三条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第七号様式）に、省令第六十三条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可）

第十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第十九条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出をしようとする工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出）

第二十条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第九号様式）に、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第十号様式）に、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議成立の通知）

第二十一条 第十七条及び前条の申出について、協議が成立したときは、協議を行つた者に対し協議成立通知書（第十一号様式）により、通知しなければならない。

（中間検査申請の添付資料）

第二十二条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第七十六条に規定する書類及び省令第六十三条第一項に規定する書類のうち検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した書類を添付しなければならない。

- 2 法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされている特定盛土等に関する工事について、法第三十七条第一項の検査の申請をしようとする者は、都市計画法第二十九条に基づく許可書の写しを添付しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第二十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十二号様式）に、省令第七十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十三号様式）に、省令第七十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第二十四条 身分証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- 1 法第七条第一項の規定による身分証明書 第十四号様式
 - 一 法第七条第二項の規定による身分証明書 第十五号様式
 - 二 法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する法第七条第一項の身分証明書 第十六号様式
- 2 前項の規定にかかわらず、職員の身分を示す同項の証明書の様式は、環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十八号）の別記様式又は県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十九号）の別記様式をもってこれに代えることができる。

（市町への意見照会）

第二十五条 法第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第十六条第一項及び第三十五条第一項の規定による変更の許可の申請があつたときは、知事は、関係市町に意見を求めることができる。

（委任）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

- 2 環境生活部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〜十 （略） 十一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第七条第一項（同法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項	第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〜十 （略）

（県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

- 3 県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に	第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に

に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一〇九 (略)

十一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第七条第一項(同法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項

に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一〇九 (略)

第1号様式（第3条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法又は同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者

住 所

氏 名

（法人・組合にあつては名称及び代表者の職氏名）

第2号様式（第3条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の(1)から(4)までのいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	生年月日	住所

注） 法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載してください。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうちに(2)に該当する者があるもの
- (4) (1)及び(2)の者が事業活動を支配していること

- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者
住 所

氏 名
(法人・組合にあつては名称及び代表者の職氏名)

第3号様式（第3条関係）

設計者の資格に関する申告書				
三重県知事 宛て				
住 所 申請者 氏 名 又は名称				
宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項又は第31条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。				
設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日生		宅地造成及び特定 盛土等規制法施行 令第22条該当号	1号・2号 3号・4号 5号
現 住 所				
勤務先の所在地 及 び 名 称	Tel () —			
最 終 学 歴	年 月 日 卒業・修了・中退 修業年数 年			
	学校名	学科名	専攻科目	
資 格 免 許 等	名 称			
	登 録 番 号	第 号	第 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
土木、建築に関わる実務経歴	会社名又は工事名及び実務内容		実 務 に 従 事 し た 期 間	期 間 合 計
			年 月～ 年 月 (年 月)	
			年 月～ 年 月 (年 月)	
			年 月～ 年 月 (年 月)	
			年 月～ 年 月 (年 月)	
その 他 必 要 な 事 項				
上記のとおり相違ありません。				
設計者氏名				

注) その他必要な事項の項は、特に申告する事項がある場合に記入してください。

第4号様式（第5条、第15条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事着手届

年 月 日

三重県知事 宛て

工事主 住 所
氏 名
又は名称

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に着手したので、三重県宅地造成及び特定盛土等
規制法施行細則 第5条
第15条 の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
着手年月日		年 月 日
工事施行者	住 所	
	氏 名	
現場管理者の 氏名及び連絡先		
備考		

注) 1 住所氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を
記入してください。
2 標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添付してください。

第5号様式（第6条、第16条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事工程等変更届書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

中 止
宅地造成又は特定盛土等に関する工事を次のとおり 再 開 するため、三重県
廃 止

第 6 条
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 の規定により届け出ます。
第 1 6 条

許 可 届 出 年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
中 止 再 開 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式（第7条、第17条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日						
三重県知事 宛て						
協議申出者職氏名						
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項 第34条第1項} の規定により協議を申し出ます。						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)					
5	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)					
6	土地の面積					
7	平方メートル					
8	工事着手前の土地利用状況					
9	工事完了後の土地利用					
10	盛土のタイプ					
11	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
12	土地の地形					
13	溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ			メートル	
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積			平方メートル	
	ウ	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル
	カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチ メートル	メートル
	キ	崖面の保護の方法				
	ク	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	ケ 工事中の危害防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年	月	日
	シ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ス 工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄	
			年 月 日	
			第 号	
			担当者	

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第7号様式（第7条、第17条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日				
三重県知事 宛て				
協議申出者職氏名				
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項 第34条第1項} の規定により、協議を申し出ます。				
1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積 平方メートル			
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				メートル
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危害防止のための措置		
	サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		

	セ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄	
			年 月 日	
			第 号	
			担当者	

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 8 号様式（第 9 条、第19条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更について、宅地造成及び特定盛土等規制法
第 16 条第 2 項
第 35 条第 2 項

の規定により届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事	項	変	更	前	変	更	後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第9号様式（第10条、第20条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日						
三重県知事 宛て						
協議申出者職氏名						
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第3項において準用する法第15条第1項 {第35条第3項において準用する法第34条第1項} の規定 により変更の協議を申し出ます。						
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)					
5	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)					
5	土地の面積					
6	平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ					
9	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9	土地の地形					
	渓流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ			メートル	
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積			平方メートル	
	ウ	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル
	カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチ メートル	メートル
キ	崖面の保護の方法					
ク	崖面以外の地表面 の保護の方法					

	ケ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
	コ そ の 他 の 措 置			
	サ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	シ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	ス 工 程 の 概 要			
11	そ の 他 必 要 な 事 項			
12	変 更 の 理 由			
13	許 可 番 号	年 月 日 第 号		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄	
			年 月 日	
			第 号	
			担当者	

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
 6 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
 7 1 欄から10 欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 10 号様式（第 10 条、第 20 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日			
三重県知事 宛て			
協議申出者職氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法 {法第16条第3項において準用する法第15条第1項} {法第35条第3項において準用する法第34条第1項} の規 定により変更の協議を申し出ます。			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		

	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	年 月 日 第 号		
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
				年 月 日
				第 号
				担当者

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
 5 1欄から7欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 11 号様式（第 11 条、第 21 条関係）

協議成立通知書

第 年 月 日 号

三重県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第 15 条第 1 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。） }
 { 第 34 条第 1 項（第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。） } の規定により、下
 記の条件を付して協議が成立したことを通知します。

1 工事をする土地の 所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 協議番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

第 12 号様式（第 13 条、第 23 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第 19 条第 1 項
宅地造成及び特定盛土等規制法 の規定により、宅地造成又は特
第 38 条第 1 項

定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄から 11 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 13 号様式（第 13 条、第 23 条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 第 19 条第 1 項 の規定により、土石の堆積に関
第 38 条第 1 項
する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、 きょ 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における土石の堆積を行つている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに 9 の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 14 号様式(第 24 条関係)
(測量又は調査を行う場合)

(表)

第 号	6 センチ メー トル
身 分 証 明 書	
職 名 氏 名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 5 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り測量又は調査を行う権限を有する者であることを証明する。 年 月 日 三重県知事 	
----- 8センチメートル -----	

(裏)

注 意 事 項
1 表記の権限を行使する際には、この証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。 2 この証明書は、犯罪捜査のために使用しないこと。

第 15 号様式(第 24 条関係)

(障害物の伐除又は土地の試掘等を行う場合)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職 名 氏 名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 6 条第 1 項の規定により、障害物の伐除又は土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明する。 年 月 日 三重県知事 印	
8センチメートル	

(裏)

注 意 事 項
1 表記の権限を行使する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。 2 この証明書は、犯罪捜査のために使用しないこと。

第 16 号様式(第 24 条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
職 名 氏 名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 24 条第 2 項又は第 43 条第 2 項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日 三重県知事 印	
----- 8 センチメートル -----	

6 センチメートル

(裏)

注 意 事 項
1 表記の権限を行使する際には、この証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。 2 この証明書は、犯罪捜査のために使用しないこと。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
